

ぐんま・ONSEN Culture世界発信事業

委託仕様書

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、県と受託者が協議の上で決定する。

1 業務の名称

ぐんま・ONSEN Culture世界発信事業（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

「ぐんま・ONSEN Culture世界発信事業」企画提案募集要領に記載のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 具体的な業務内容及び提案を求める事項

温泉地が受け継いできた温泉文化と、その土地固有の自然、歴史、食、伝承、暮らしなど地域固有の財産を特別なプログラムとしてセットにしたファムトリップ、有料ツアーを企画・実施するものとする。

（例：みなかみ町内の温泉旅館における温泉文化の講義・入浴・宿泊と、自然ガイド等が案内する雪山での自然体験コンテンツ・文化体験コンテンツをセットにした1泊2日のプラン）

なお、ファムトリップ及び有料ツアーには、専門家・ナビゲーターを同行させ、体験コンテンツの理解促進を図るものとする。

（1）ファムトリップ・有料ツアーの企画・運営・募集・販売

①ファムトリップ

温泉の歴史や入浴方法の講義など、地域の温泉旅館等と連携した温泉文化の理解を促進するプログラムと、地域の自然、歴史、食などを体験できるプログラムをセットにした1泊2日のファムトリップを2回企画・実施・募集すること。

ア ファムトリップ①

- ・開催時期 令和8年11月16日（月）
- ・テーマ 水と自然
- ・開催地 みなかみ町内
- ・参加者 国内外の旅行会社（OTA含む）やインフルエンサーなど10名程度

イ ファムトリップ②

- ・開催時期 令和9年1月中・下旬
- ・テーマ 雪と自然
- ・開催地 みなかみ町内
- ・参加者 国内外の旅行会社（OTA含む）やインフルエンサーなど10名程度

②有料ツアー

2回のファムトリップを踏まえ、海外旅行客をメインターゲットにした有料（参加費：1人あたり10万円程度）のツアーを造成・募集・販売すること。

- ・開催時期：令和9年2月中旬
- ・テーマ 雪（水）と自然
- ・開催地 みなかみ町内

- ・参加者 20名

(2) 専門家・ナビゲーターの配置

旅館経営者や湯守りなどの温泉文化を伝えることができる者及びネイチャーガイドなどの地域の体験コンテンツ（自然、歴史、食など）を効果的に案内できる者をファムトリップ、有料ツアーともに配置し、コンテンツの効果的な理解促進を図ること。

(3) 専用サイトの制作・運営

ファムトリップ及び有料ツアーのプロモーションを目的として、本業務に係る専用サイトを制作・運営すること。

なお、主に欧米豪・東アジアの海外旅行客をターゲットとしていることから、多言語表記で制作すること。

(4) 動画の制作・プロモーション

ファムトリップ及び有料ツアーのアーカイブ動画及び有料ツアーのプロモーション動画を制作し、上記4（3）の専用サイトに掲載すること。

①動画撮影、制作、発信

ア 動画の内容・条件

- ・動画に係る、企画・制作・編集等に必要な業務及び付随する業務一式とする。
- ・動画は、4（1）に記載の各企画の内容を収録した計3本とすること。
- ・海外の方に「温泉文化」の理解や関心を高めてもらえるよう、訴求力が高いオリジナルの映像コンテンツとすること。
- ・動画に合わせて適宜ナレーション・テロップ・BGMを挿入すること。

イ 動画の長さ

- ・制作目的に合致するものであれば、長さの指定はないが、その長さが適当である理由を付記すること。

②動画の使用期間

使用期間は設けず、群馬県が次の目的と使用範囲で利用できるものとする。

ア 目的

- ・本業務のプロモーション及び温泉文化の普及啓発のため

イ 使用範囲

- ・4（3）で制作する本業務専用のホームページサイト
- ・群馬県が管理する公式サイト（tsulunos、YouTube等の動画サイト含む）、SNS（Instagram、TikTok、Facebook、LINE等）
- ・群馬県がアの目的のために実施するイベント等の事業での上映
- ・群馬県がアの目的のために実施するテレビ等の放送媒体での放映
- ・群馬県がアの目的のために活動すると認めた他団体のサイト等への掲載
- ・その他、群馬県がアの目的のために必要と認めるもの

(5) アンケートの実施

ファムトリップ及び有料ツアーに際し、参加者へのアンケートを実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケート内容は群馬県と協議の上で決定すること。

5 留意事項

- (1) 本業務により製作された成果物に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後についても同様とする。
- (3) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものをのぞき、全て受託者の責任において処理することとする。
- (5) 受託者は、本件業務実施に起因する諸事故に関して一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過、被害状況等を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (6) プロポーザルにおける受託者の提案内容の不履行が発生し、発注者の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと発注者が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る委託料を減額することがある。
- (7) 法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。
- (8) 本仕様書に定めがない事項については、発注者と受託者において協議の上決定する。

6 業務完了報告書の提出について

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書をデータで提出すること。

- ・業務完了年月日
- ・本業務における実施内容及び成果
- ・その他（本業務に関連するもので、県が指定するもの）